

# 東大和市議会平成18年第6回総務委員会記録

平成18年12月13日（水曜日）

---

## 出席委員（8名）

|     |           |      |           |
|-----|-----------|------|-----------|
| 委員長 | 大 后 治 雄 君 | 副委員長 | 中 間 建 二 君 |
| 委員  | 二 宮 由 子 君 | 委員   | 森 田 憲 二 君 |
| 委員  | 押 本 治 雄 君 | 委員   | 木 下 光 雄 君 |
| 委員  | 松 浦 誠 君   | 委員   | 尾 崎 保 夫 君 |

## 欠席委員（なし）

## 委員外議員（なし）

## 事務局職員（5名）

|      |           |       |           |
|------|-----------|-------|-----------|
| 事務局長 | 石 川 和 男 君 | 事務局次長 | 西 永 宣 昭 君 |
| 議事係長 | 小 島 裕 治 君 | 主 事   | 新 井 利 恵 君 |
| 主 事  | 三 浦 文 一 君 |       |           |

## 出席説明員（3名）

|                |             |        |           |
|----------------|-------------|--------|-----------|
| 助 役            | 小 飯 塚 謙 一 君 | 企画財政部長 | 浅 見 敏 一 君 |
| 企画財政部<br>副 参 事 | 宮 鍋 和 志 君   |        |           |

## 会議に付した案件

### （1）所管事務調査

第2次行政改革大綱推進計画について

午前 9時28分 開会

○委員長（大后治雄君） ただいまから平成18年第6回東大和市議会総務委員会を開会いたします。

○委員長（大后治雄君） 所管事務調査、第2次行政改革大綱推進計画について、本件を議題に供します。

既に皆様のお手元に御配付済みでございますけれども、当委員会におきまして要求いたしました資料が提出されておりますので、まず初めにこの資料につきまして、市側の説明をお願いいたします。

○企画財政部長（浅見敏一君） おはようございます。早速でございますけれどもお手元の資料、恐縮でございますが当日で、財源が入ったものをさらに加えさせていただきます、申しわけございませんが差しかえをさせていただきます。記入の項目についてはすべて一緒でございます。財源の一般財源と特定財源というものを記載したもので用意させていただきました。

それでは、本日は第2次の行革の期間にレベルダウンした事業、それから廃止した事業、この2つに分けて資料を御用意させていただきました。まず内容的には、事業が目的を達成したことから廃止した事業、それと事業の見直しの結果、レベルダウンをしたものをリストアップさせていただいております。したがって、市民に直接影響するという事業の内容についての項目でございます。そうしますと一般管理経費、いわゆる事務的な経費につきまして、例えば消耗品であるとかあるいは役務費や旅費、こういったものについては、この項目の中にはございませんので御了解いただきたいと思います。

それでレベルダウンした事業といたしますと、14年度については2件。これは一般職、特別職の人件費ということですが、この年度だけは特別、一般職と特別職の給与関係の削減ということでいたしましたので、ここで別枠で1つ計上させていただいております。

その後は、15年度には2件。これは博物館の投影ソフトの制作委託料の減ほかでございます。

16年度につきましては9件。在宅介護支援センターの運営委託料そのほかの縮減でございます。

17年度につきましては7件行いまして、これは大きくは法外援護事業ほかでございます。

18年度につきましては8件ございました。これは年度途中でございますけれども、8件ということでピックアップいたしまして、在宅介護支援センター運営委託料の縮減そのほかでございます。

廃止いたしました事業につきましては、その次のページになりますけれども、16年度に5件ございます。受益者負担金資料の作成委託料の廃止等でございます。

17年度につきましては3件。変則勤務手当の廃止をいたしました。そのほかでございます。

18年度につきましては4件。生活支援ホームヘルパー派遣委託料のほか、こういった項目につきまして廃止をいたしてございます。

なお、この内容につきましては、担当の副参事からこの資料に基づきまして、御説明申し上げたいと思いますので、よろしく御願申し上げます。

○企画財政部副参事（宮鍋和志君） それでは、私の方から資料につきまして簡単に説明させていただきます。

まず、お開きいただきまして、レベルダウンした事業でございます。

最初に人件費削減の部分が載っております。こちら緊急財政対策プランというのが12年度から14年度にかけて行わせていただきましたけれども、このときには財政再建のための内部努力の取り組みの1つとしまして、特別職及び一般職の給料等の見直しを行うことにより、義務的経費である人件費の削減及び抑制を図ろうとしたものでございます。特に今回第2次行革期間内ということでございましたので、14年度が該当しますのでこ

ちらを挙げさせていただきました。

14年度につきましては、まず一般職の方でございますが、14年4月1日から15年2月28日の11カ月間がこれに該当するものでございます。管理職手当の削減といたしましては、部長職が20%だったものを5%下げて15%、課長職が15%だったものを10%ということで、11カ月間にわたって削減いたしました。

なお、期末勤勉手当等の係る部分でございますが、役職加算がございます。それにつきましても凍結ということでさせていただきました。こちらは参事が20%、副参事が15%、主査が7%、主任が5%。これについてはすべて11カ月間にわたって凍結させていただきました。計算式としましては、4.15カ月分ですね。給料月額掛ける1.1倍掛ける4.15掛ける役職率という部分が凍結になってございます。それで5,864万237円という金額になってございます。

それから同じく、今度特別職の方でございますが、市長、助役、収入役、教育長それぞれ削減しております。これの計算の仕方なんです、給料と期末手当7%減になってございます。それから期末手当も同じく役職加算の凍結になってございます。こちらにつきましては、20%が役職加算率ですが、それが凍結になってございます。それで合計で645万6,236円という内訳になっております。

引き続きまして、介護報酬外相談業務委託料というところでございます。こちら大変失礼いたしました、字が間違っておりまして、補助金が正しい字でございます。委託料というのを恐縮ですが補助金にさせていただきたいと思っております。右側の説明文にも委託料と入ってございますが、これは補助金でございます。申しわけございませんでした。

この内容は、介護保険を使う高齢者が住宅の改修をするというときに申請をするわけなんですけれども、理由書をつくるのはケアマネジャーという方がするということになっています。14年度までは介護報酬の算定外でございました。その理由書をつくるのはケアマネジャーの仕事なんです、介護報酬の算定外ということで、市の方で補助金を出していたということになります。ところが、平成15年度以降は制度に関する国の解釈が変わりまして、ケアマネが自分の担当する部分の人の理由書をつくる場合には、それは介護保険の報酬の中の業務に入っているんだということで、解釈が変わりましたので、自分の担当する部分の方に対する理由書をつくるのは特別なお金もらえないことになったということなんです。そういう解釈が変わりましたので補助金が不要になったということでございます。15年度以降の分は、自分の担当でない人の分を書いた場合には同じく補助金が出るということになりました。14年度は件数として160件で補助金が32万出ていたんですが、15年度は解釈が変わりましたので、自分の担当以外の人だけ補助金が出るということで37件、7万4,000円になりました。この差額が24万6,000円削減ということになってございます。

同じく次にいきまして、一般投影ソフト制作委託事業なんです、これはキャラクターを14年度は使ったんですが、15年度は一般的な内容に戻してちょっとレベルを下げたということでございます。

続きまして、商品券発行事業プレミア分補助金の見直しでございますが、こちら補助金の率を10%から5%に下げたということでございます。

男女共同参画情報誌編集委員謝礼。これは謝礼をボランティア性格的なところも、そういうことも思っただきまして下げさせていただいたということでございます。

あとは住宅改善資金融資預託金ですが、こちら3行にそれぞれ15年度は150万円ずつ預託してたんなんですが、利用件数も少ないということになりまして、そういうこともありまして、レベルダウンということで100万円を3行にということにしてございます。

それから続きまして、在宅介護支援センター運営委託料でございます。こちらは多摩大和園とか医療法人大和会、社会福祉法人向会、こちらの方に委託させていただいております。各在宅介護支援センターで地域担当制による事業を実施してございます。そのときに委託料の算定の計算のもとになります専従職員数の見直しを行いまして、3人というのを2人で済むということで見直しを行っております。それで、その表にありますように、委託料の金額が下がってございます。

ただきよはらにつきましては、平成14年の12月開設以来、利用者数が増加しているという傾向がありましたので、16年度も3人体制を維持したということになりますので、そちらは3人のままで変わってございません。それで減額になってございません。

引き続きまして、中央公民館の戦争と平和を考えるための見学会等5つの事業、こちらにつきましてはレベルダウンということで講師謝礼をカットしてございます。

ページをめくっていただきまして、職員互助会補助金の件でございます。こちらはやはり市民等の御理解を得るためもございまして、16年度から17年度にかけて補助金の金額を1人500円ずつ減らしました。ということで、人数分543人分で27万1,500円レベルダウンになっているということでございます。

続きまして、ファーマーズセンター清掃委託。こちらは月2回を月1回に回数を減らしたと、仕様を見直したと、レベルダウンさせていただいたということでこのような金額が削減になってございます。

続きまして、少し飛ばしまして男女共同参画情報誌「はーもにい」の印刷ですね。こちらにつきましては8ページだったんですが、4ページにさせていただいて、そのかわり部数をふやして皆さんの目に触れるようにと、読みやすいようにということもあるんですけども、レベルダウンということになってしましますが、そのような形で金額を削減しております。

続きまして、福祉タクシー取扱手数料の見直しの部分でございますが、こちらは電車、バス等通常の交通機関を利用することが困難な心身障害者あるいは障害児の方に対して、タクシーの利用料金の一部を助成して、生活圏の拡大と経済的負担の軽減を図るということでございますが、タクシー会社に支払う手数料をですね、交渉により削減したということになってございます。

あとは18年度は、これはワックス清掃等の回数を見直しまして、若干レベルダウンさせていただきまして、削減していることでございます。

続きまして、右側にいきまして、やはり奈良橋市民センター、こちらもワックス清掃の回数を見直したということでございます。

18年度同じく「はーもにい」の印刷につきましても、さらに部数をふやすということはあるんですが、レベルダウンで、これは市内で何とか簡易の印刷機でやらせていただくということで工夫ということでもあるんですけども、レベルダウンさせていただいております。

生きがいデイサービス事業なんですけれども、こちらはひかり苑の方に委託料を出しておったんですが、実態は利用者1名の方しかこちらのひかり苑の方では御利用がなかったということですので、その利用者の方には恐縮ですが、やまと苑の方に誘導させていただいて、ひかり苑の方の委託料は廃止ということでさせていただいております。

同じく今度は在宅介護支援センター運営委託料の方ですけども、こちらも専従職員数の見直しということで、2人を1人に見直しましてその分予算を削減させていただいております。

福祉タクシー取扱手数料、これは先ほども申し上げましたけれど、1枚当たり70円の単価を50円に引き下げ

させていただいております。

続きまして、廃止の部分でございます。一番上は管財課の方で、業者委託で伐採をしてたんですけども、財政厳しき折、廃止ということにさせていただいています。その後何もしないわけにはいきませんので、職員の方で可能な限り対応させていただいております。

消費生活相談情報データ入力、こちらなんですけど、消費生活の相談の情報を国民消費生活センターの方にデータを送付していたんですけども、15年度までは用紙に穴をあけて、データの該当するところに穴をあけてそのカードをつくって提出するということがあったんですけども、その穴をあける機械がないということで委託に出していたんですけども、16年度から機械が配置になりまして、データを自前で入力できるようになったということで、こちらは廃止してございます。

それから受益者負担金資料作成委託、こちらは下水道事業に係る受益者負担金の業務を円滑に行うための資料ということで、受益者負担金台帳作成委託ということで出しておりましたけれども、これも予算が厳しき折、廃止にさせていただいています。ただし、何もしないわけではなくて、職員の方で工夫して今つくっておる状況です。

ゲートボール場除草委託の廃止、こちらはゲートボール場の除草委託をしてたんですけども、こちらは廃止させていただいております。

米穀登録事務、こちらは16年度から区市町村での受け付け事務をしなくていいということになりましたので、6万7,720円減額という廃止になっておりますが、内訳としては旅費とか需用費とか役務費、その程度のものでございます。

変則勤務手当の廃止ですが、こちら土日の勤務手当の部分でございます。変則勤務手当ということで出しておりましたが廃止とさせていただいております。

商品券発行事業プレミアム分補助金の廃止、こちらにつきましては、一定の成果があったということで廃止ということにさせていただいております。

住宅改善資金利子補助、こちら余り利用がなくてですね、実は17年度お1人だけ借りて、まだ借りていらっしゃる方が残っていらっしゃいまして、その方の利子の補助を20%ですがしてたんですけども、4月から8月分の5カ月分で436円利子を補助させていただいたんですけども、利用がないということで廃止になってございます。

次にいきまして、清水出張所管理事務事業、こちらは清水出張所自体が6月2日に廃止になりましたので、この予算はカットさせていただいております。

清水老人集会所廃止につきましても、こちらと同じでございます。3カ月分だけカットになってございます。

生活支援ホームヘルパー派遣委託料、こちらにつきましては、17年10月時点の対象者が4人しかおらず、費用対効果が望めないということで18年度に廃止してございます。ただ社協のさわやかサービス等への誘導をさせていただいております。

概要につきましては以上でございます。

○企画財政部長（浅見敏一君） 1点資料につきまして、もう一つの資料として御用意させていただいて配付をさせていただきましたけれども、第2次の行政改革の期間に行った新規事業の財源内訳。前回のときに、財源につきまして事業の項目に応じた財源を記入してございませんでしたので、その財源を入れましたものをお手元の方にお配りをさせていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○委員長（大后治雄君） 説明が終わりました。質疑、御意見等がございましたら御発言をお願いいたします。

○委員（二宮由子君） 説明ありがとうございました。このレベルダウンした事業という中の14年度の人件費削減の中の特別職についてちょっとお伺いさせていただきたいんですけども、これは単年度扱いなんでしょうか。例えば男女共同参画の情報誌「は一もにい」の印刷ですと、17年度にも一応レベルダウンした事業として取り扱っております、それ以上に18年度にもレベルダウンをしたということで載せられているんですけども、この特別職の人件費削減については、この14年度のみ事業なのか。それとも今まだ18年度もこの削減が続いているのかどうか伺いたいと思います。

○企画財政部長（浅見敏一君） これは14年度のみ期間、この削減をいたしました。その後は通常といいますか、本来の報酬額の方に戻ってございます。

以上でございます。

○委員（二宮由子君） では、これは緊急財政対策プランの一環であるというふうに理解してよろしいんですか。

○企画財政部長（浅見敏一君） おっしゃるとおりで、その期間のものでございます。

○委員長（大后治雄君） ほかにございませんか。よろしいでしょうか。

○委員（森田憲二君） 大変な資料御苦労さまでした。これから先の、数字じゃ出てないと思いますけど予想、レベルダウンをしなくちゃならない事業予測等あったらそれをちょっと。この資料については、決算だとかすべて終わってますから、御苦労さまでという話しかないと思うんですよ。今後について、19年度を初めこれから予算なんかあると思うんですけど、そういった意味では大きな目玉として、これはもう絶対的に削んなくちゃいけないと、そのような事業的なものがあつたらちょっとお聞かせください。

○企画財政部長（浅見敏一君） レベルダウンとして、この事業ということではなく、今年度19年度の予算に際しましても5%の経常経費の削減ということがございました。これは額にしますと相当な大きな額になりますが、こういったもので事業の廃止あるいは大きくレベルダウンするものについて特定しているわけではございません。

それと職員の不補充ということがありますので、これは結果としては人件費の抑制。結果として削減ということに結びつくと思いますが、この大きく人件費と物件費の中では経常経費の削減ということが大きくございます。今後の19年度以降をにらんで考えますと、やはり大きく民生費の扶助費関係が相当伸びておりますので、この辺の事業をどのように推移していくのかということをも十分に把握する必要があると思っておりますが、今扶助費関係でこの事業どうだということは現状では計画ございません。

以上でございます。

○委員（中間建二君） 今のレベルダウンした事業、また廃止した事業ということで御説明いただきましたけれども、今の森田委員の質問にも関連するんですが、今後第3次に向けてさらに行政改革の努力を継続されていられるんだろうと思うんですが、一般質問の議論の中でも出てきましたけれども、その大きな取り組みの1つで指定管理者の話が当然これから出てくるんだと思うんですけども、そこで一番——一般質問の質問者もおっしゃってましたが、特に指定管理者に持つていくには、その大きな議論の中身をやはりよく市民に理解していただく。なぜ公がやらなくて、民間に指定管理者に任せていくのかっていうところの、その中身をやはりよく、いわゆるメリット、デメリットというようなものをよく提示していかないと、なかなか市民理解も得られないし、また議会としても非常に判断が難しいということが当然想定されると思うんですね。だからその点

についてどういう取り組みを今後なされていこうとして考えていらっしゃるか確認したいと思います。

○企画財政部長（浅見敏一君） 今後の行革の取り組みの中でも指定管理者、あるいはその他の業務の委託ということ、これは大きな課題となっております。今議会でもいろいろ御意見ちょうだいいたしました。これについては、今あり方検討委員会で基礎的な部分を今積み上げておりますが、これを一定の時期にこういったメリット、デメリットを含めまして、効果、あるいはその市民サービスの効果という意味で行うんであって、決してその財源的な効果だけを求めるものではないということを御理解いただかないと、市民サービスの低下ということに受けとめられてもちろんしまいますので、そういうことのないように十分に公に公表していく形をとりたいと思っております。それによって民間に指定管理あるいは業務を委託することで、よりサービス向上を図れるという、そのようなことを十分に御説明していきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（大后治雄君） ほかにございませんか。

○委員（尾崎保夫君） まず今回の第2次行政改革の関係の市としての評価、検討していらっしゃるというふうな、どういう結果になって今後どう生かすんだというために市としてのその評価をどういうふうな形でしたのか、もうできたのかどうか。その辺をちょっと概要で結構ですので、お聞かせしていただきたいというふうに思います。

それからあと指定管理者、それ以外に業務委託という面についても、もう一度検討をしていくんだというふうなお話だったわけですが、指定管理者制度ということで、今中間委員の方からお話ありましたけども、サービスの向上というのを目指すというのは当然だというふうには思うんですけども、指定管理者といいながらも、基本的には市民側から見れば、昔からの業務委託と極端に言えば変わらないというふうに、要するに市の職員のかわりに業者というか民間の方々が行うということですから、市側から見れば何がメリットかというところ、結局のところ将来的に人件費が安くなるというふうに思うわけなんですけども、その辺のところは指定管理者というのはサービスの向上と、それから市側から見れば人件費の削減というふうにとらえられるというふうに思うんですけど、その辺はどのように考えるか、ちょっとその辺教えてください。

○企画財政部長（浅見敏一君） まず1点目の市の評価というところでございますけども、18が最終年度ということで5カ年目に入っておりますけれども、2次の総括として、こういうことができた、あるいはこういうことが次につないでいくということは、2次の終わった19年になりまして総括いたしましたものを市報あるいはホームページ、もちろん議会にもお示しをしていきたいと思っております。それによって当然第3次はそれを受けての取り組みが今年度中に方向づけいたしますけれども、それを取り組んでいくということになります。その段階におきまして、総括的な評価ということで行いたいと思っております。

2点目のサービス、業務委託、指定管理ということで、非常に指定管理者の制度につきましても約3カ年経過しまして、いろいろ課題点もお聞きしております。今後当市が施設の幾つかを指定管理に向けての検討ということでいたすわけですが、それを受けて当然第一義的には、市民サービスの向上ですので、効率的な運営も結果としてできるという、この目標については変わりございません。一方では、市の財政的な面からしてみますと、この指定管理をすることによって、人件費、そのほか、一応物件費的なものも軽減が結果として出るということも一方ではあると思います。その点は当然念頭に置いておりますけども、単に人件費を削減をするということではもちろんないんですけども、今人につきましても来年度は不補充ということで、職員が今の第3次の案ですと500人体制ということを目標にしております。そうしますと、本来市の直営といえますか、

市の正規職員で賄うべく職場、これらを重点的に正規職員で賄っていくとなりますと、主に施設で貸し出す施設であるとか、そういったところについては民間のサービス、きめ細やかなサービスを期待できるということで、今回指定管理者に向けていくわけですので、そういう意味では人の有効活用という意味でこの指定管理者としての役割もあると思いますので、その辺は十分に効果があるように配分をして、市政、財政運営をしていくことになると思います。

以上でございます。

○委員長（大后治雄君） よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○委員長（大后治雄君） それでは、お諮りいたします。

所管事務調査につきましては、本日の調査をもって終了いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（大后治雄君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

---

○委員長（大后治雄君） これをもちまして平成18年第6回東大和市議会総務委員会を散会いたします。

午前 9時58分 散会